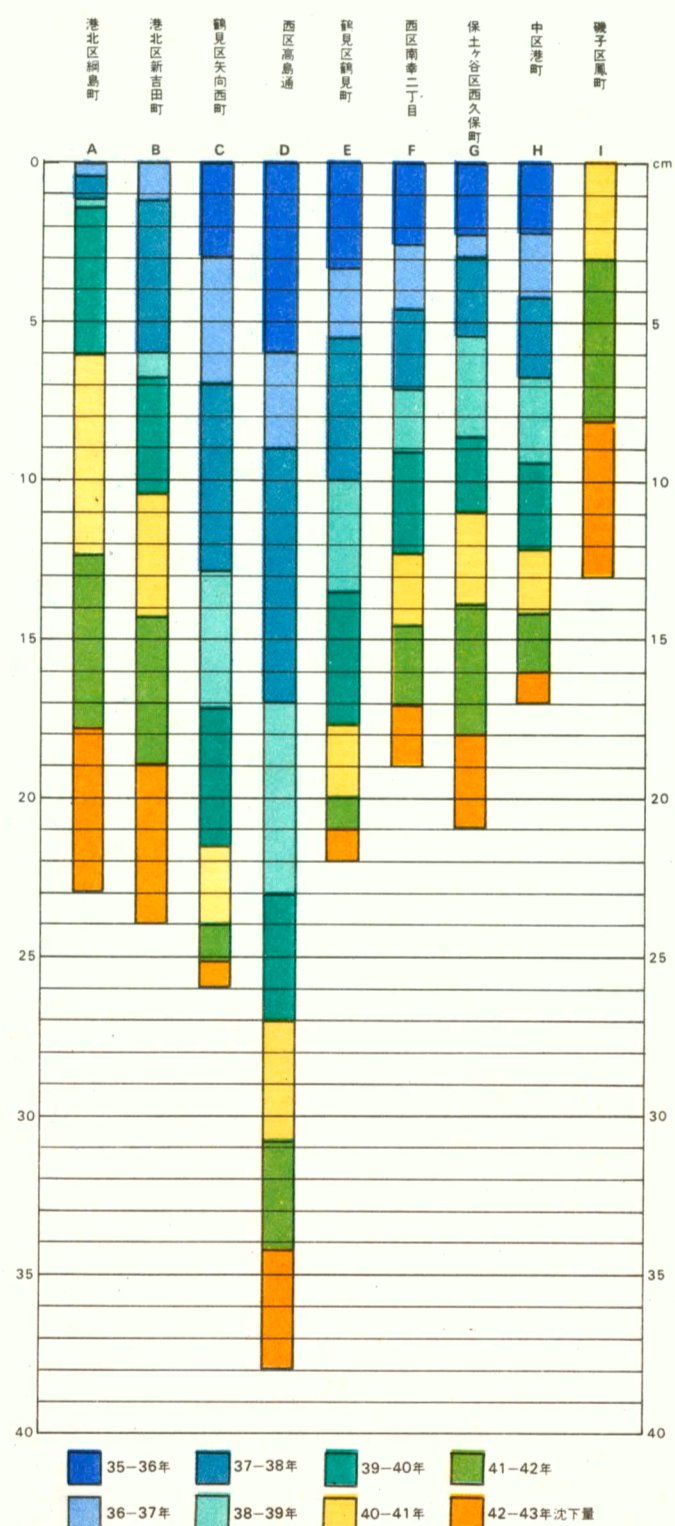


市内の河川は大きく分けて1級河川の鶴見川水系、2級河川の帷子川・大岡川・柏尾川・境川の各水系その他独立水系に分れ、その整備状況は別表のとおりである。とくに普通河川の整備が著しく遅れている。35年ころから激しくなった郊外部の宅地開発は、流出係数・貯留作用などの雨水の流出機構を大きく変化させ、中・下流域における浸水被害を増大させている。このための対策として河道の浚渫改修、下水道の整備、排水ポンプ場の設置などに努めるとともに、宅地開発の許可に際して、各水系ごとに十分な排水施設の整備を義務づけるなどの措置を講じている。しかし、宅地開発は排水施設の未整備な地域を中心に、驚くほどのスピードと規模で進行しており、治水対策がこれに追いつけないのが現状である。とくに、宅地開発区域内の排水施設が整備されても、地区外の水路・小支流・支流さらには本流に至るまでの全面的な改修が必要となっている。

このような治水状況にあって、図のように、76ヶ所の洪水危険区域、65ヶ所の滞水危険区域、512ヶ所のがけ崩れ危険区域が存在している。一方、34年度から始まった地盤沈下調査によると、鶴見・神奈川の臨海部と都心部では調査開始時にはかなり沈下していたが、工業用水道の給水を始めた現在では年々沈下量が減少している。反面、最近工場進出の著しい内陸工業地帯の港北区では、年々沈下量が増加しており、水害危険区域が広がっていることを示している。

主要地点における地盤沈下量  
Subsidence of Ground in Main Points



河川改修状況 — Repair of Rivers

区分	河川数	河川改修		整備率/%	管理者	
		計画延長/m	未改修延長/m			
1級河川	6	※1 55,394	43,134	12,260	77.8	建設省、県
2級河川	15	65,856	34,810	31,046	52.8	県
準用河川	20	32,680	24,986	7,694	76.4	市
普通河川	80	152,208	32,266	119,943	21.1	市
計	121	306,138	135,195	170,943	44.1	

※1 建設省管轄中 21,100m 45年3月現在 改修済河川はすべて暫定改修である。

- ..... 分水嶺 Watershed
- 1級河川 建設省管轄区域  
1st class river under jurisdiction of Ministry of Construction
- 1級河川 県管理指定区域  
1st class river under jurisdiction of Prefecture.
- 2級河川 2nd class river.
- 河川法準用河川 River applying to the River Law.
- 普通河川 Ordinary river.
- 公有水路 Public Watercourse.
- 河川改修箇所 Repaired river.
- 地盤沈下量等曲線 <42~43年・観測基準日 2月1日> 単位mm  
Ground Subsidence Isogram
- 地盤沈下指定地域 Designated Subsiding Zone.
- 地盤沈下地点グラフ対照地点 Subsiding Points for Comparison.

The conservation of the rivers in the city is as shown in the table. It is noticed from this table that the improvement of the ordinary rivers remains remarkably backward. The rush of land developments for housing in the suburban districts has changed the flow mechanism of rainwater to a great extent in regard to the flow coefficient, the reserving effect and so on, causing the increase of flood damages in the middle and lower course areas of rivers. The countermeasures such as improvement of dredging in rivers, arrangement of sewerage, establishment of dredging pumps as well as regulation for arrangement of sufficient drainage in each system toward new applicants of residential land developers, are being taken to prevent such damages. But the land development is in progress with surprising speed and scale in those areas where the drainage and sewerage are not well developed, and the control of rivers is left behind as it is. The flood danger zones, the drain stagnation danger zones and the landslide danger zones as shown in the tables exist under such circumstances.

On the other hand, the investigations on the subsidence of the ground show that the ground is less subsiding recently in the midtown and the littoral areas of Tsurumi and Kanagawawards where the supply of industrial water is being made, while the subsidence has been increasing year after year in the inland industrial district of Kohoku Ward where numbers of new plants have been built lately.

洪水危険地域 — Flood Danger Zone

	箇所数	棟数	世帯数	人口
A級危険区域	7	5,038	7,179	25,343
B級危険区域	32	4,274	6,179	26,251
C級危険区域	37	4,053	4,797	17,690
計	76	13,365	18,155	69,284

滞水危険地域 — Drain Stagnation Danger Zone

	箇所数	棟数	世帯数	人口
A級危険区域	10	4,176	5,645	20,064
B級危険区域	14	3,010	4,014	14,271
C級危険区域	41	3,861	4,673	17,780
計	65	11,047	14,332	52,115

- A級 危険区域  
洪水にあっては、洪水到達時間以後引き続き降雨強度が毎時10mm以上で、2時間以上連続した場合における河川のはんらんまたは堤防の決壊により、滞水にあっては降雨量の積算により、それぞれ被害世帯が10世帯（洪水にあっては床上以上とする。）以上となるおそれのある区域
- B級 危険区域  
洪水にあっては、洪水到達時間以後引き続き降雨強度が毎時20mm以上で、2時間以上連続した場合における河川のはんらんまたは堤防の決壊により、滞水にあっては降雨量の積算により、それぞれA級の被害危険となるおそれのある区域
- C級 危険区域  
洪水にあっては、洪水到達時間以後引き続き降雨強度が毎時30mm以上で、2時間以上連続した場合における河川のはんらんまたは堤防の決壊により、滞水にあっては降雨量の積算によりそれぞれA級の被害危険となるおそれのある区域

がけくずれ危険地域 — Landslide Danger Zone

	箇所数	棟数	世帯数	人口
A級危険区域	23	199	266	905
B級危険区域	153	1,830	2,297	8,119
C級危険区域	336	2,217	3,008	11,957
計	512	4,246	5,571	20,981

- A級 危険区域  
雨量が100mm以下または連続雨量が150mm以下の積算により、直撃豪雨または人畜に被害をおよぼすおそれのある区域
- B級 危険区域  
雨量が100mm以上150mm以下または連続雨量が150mm以上200mm以下の積算により、直撃豪雨または人畜に被害をおよぼすおそれのある区域
- C級 危険区域  
雨量が150mm以上200mm以下または連続雨量が200mm以上300mm以下の積算により、直撃豪雨または人畜に被害をおよぼすおそれのある区域

水害危険地域

過去における被害発生場所を主体とし、その後の地形の人工改造（宅造）や社会的変動（住宅地の拡大）などにより新たな危険発生が生じてきたものを、毎年各消防署が調査し、それぞれの基準に従って指定している。

地盤沈下指定地域

工業用水法施行令により指定された地域内では、地盤沈下を防ぐため地下水採取に制限が加えられる。本市の指定地域内では、埋水機の吐出口の断面積が46cm<sup>2</sup>以下かつそのストレーナー（井戸管の集水部）の位置が地表面下90m以下でなければ通商産業大臣に許可されない。

地盤沈下調査

34年度から神奈川県・横浜市・川崎市の三者協同事業として実施しているもの。第1次5年計画（34～38年度）は臨海部を中心とした45.4km<sup>2</sup>を調査し、第2次5年計画（39～43年度）はこの区域に港北区鶴見町周辺16.5km<sup>2</sup>を追加。第3次5年計画（44～48年度）では鶴見川上流部の緑区江戸町周辺区域11.2km<sup>2</sup>を加えた73.1km<sup>2</sup>の調査も実施している。

●図と解説資料 — 河川と改修状況：横浜市下水道局河川部河川課 昭和45年3月現在 / 水害危険地域：消防局警防部警備課 昭和44年6月現在  
地盤沈下状況：計画局計画部都市計画課

